

田周衛組監委告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月28日

田辺市周辺衛生施設組合監査委員 山本 紳次

田辺市周辺衛生施設組合監査委員 細川 安弘

令和5年度

定期監査結果の公表

田辺市周辺衛生施設組合監査委員

1 監査の基準

監査の基準は、田辺市周辺衛生施設組合監査基準（令和2年田周衛組監委告示第1号）に準拠している。

2 監査の実施年月日

令和6年8月28日（水）

3 監査の概要と範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等）の執行状況等。

4 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、田辺市周辺衛生施設組合監査基準に沿い、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼として、提出された資料に基づき事務局職員から説明を受け実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 文書類の整理及び保存は適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。
- (7) その他

5 監査の結果

監査の対象箇所における事務の執行については、予算の執行、法令、条例及び規則等に準拠して、適正に事務処理されていると認められた。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。
予算の執行及び経理の状況については、適正に処理されていると認められた。
- (2) 文書類の整理及び保存は適正に行われているか。
文書類の整理及び保存については、適正に処理されていた。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
物品の管理については、適正に管理されていた。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
財産の管理については、適正に管理されていた。
- (5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。
入札執行及び各種契約の手続は、適正に行われていた。
- (6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。
現金の取扱いについては、適正に処理されていた。
- (7) その他
特になし。